

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

2. 残余容量(年度末時点) [規十二条の七の二 七 八、規十二条の七の五 六 八]

測定年月日	平成23年3月31日
測定結果	m ³

3. 施設の点検[規十二条の七の二 八、ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 七、ロ、ハ、ヘ、ト及びチ]

	平成23年											
	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	点検日	異状の有無	点検日	異状の有無	点検日	異状の有無	点検日	異状の有無	点検日	異状の有無	点検日	異状の有無
擁壁等	4日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	2日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	6日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	4日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	8日	<input checked="" type="radio"/> 有・無	5日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
遮水工	4日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	2日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	6日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	4日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	8日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	5日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
調整池	4日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	2日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	6日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	4日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	8日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	5日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
浸出液処理設備	4日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	2日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	6日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	4日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	8日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	5日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

	平成23年						平成24年					
	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	点検日	異状の有無	点検日	異状の有無	点検日	異状の有無	点検日	異状の有無	点検日	異状の有無	点検日	異状の有無
擁壁等	3日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	1日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	5日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	日	有・無	日	有・無	日	有・無
遮水工	3日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	1日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	5日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	日	有・無	日	有・無	日	有・無
調整池	3日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	1日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	5日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	日	有・無	日	有・無	日	有・無
浸出液処理設備	3日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	1日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	5日	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	日	有・無	日	有・無	日	有・無

必要な措置を講じた年月日とその内容 ※施設の点検で異状が認められた場合のみ記入	平成23年8月8日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	・台風により施設囲いフェンスが一部破損していた為補修 ・保護マットが一部はがれていた為修復					

4. 水質検査の実施状況と措置(月1回)[規十二条の七の二 八 二及びホ、規十二条の七の五 七 二及びホ]

[平成23年度]

試験項目	単位	4月			5月			6月			7月		
		地下水		処理水	地下水		処理水	地下水		処理水	地下水		処理水
		上流	下流		上流	下流		上流	下流		上流	下流	
採取場所	—												
採取日	—	H23.4.21	H23.4.21	H23.4.21	H23.5.18	H23.5.18	H23.5.18	H23.6.14	H23.6.14	H23.6.14	H23.7.11	H23.7.11	H23.7.11
検査結果が得られた日	—	H23.5.13	H23.5.13	H23.5.13	H23.6.9	H23.6.9	H23.6.9	H23.7.7	H23.7.7	H23.7.7	H23.8.1	H23.8.1	H23.8.1
電気伝導率 ※2	μ S/cm	467	837	—	483	807	—	481	741	—	502	622	—
塩化物イオン ※2	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水素イオン濃度	—	—	—	7.3	—	—	7.8	—	—	5.2	—	—	5.5
生物化学的酸素要求量	mg/L	—	—	0.9	—	—	6.5	—	—	2.1	—	—	1.2
科学的酸素要求量	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
浮遊物質量	mg/L	—	—	6.6	—	—	0.5	—	—	10	—	—	0.5
窒素含有量 ※3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
異状の有無 ※1		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

試験項目	単位	8月			9月			10月			11月		
		地下水		処理水	地下水		処理水	地下水		処理水	地下水		処理水
		上流	下流		上流	下流		上流	下流		上流	下流	
採取場所	—												
採取日	—	H23.8.17	H23.8.17	H23.8.17	H23.9.13	H23.9.13	H23.9.13	H23.10.17	H23.10.17	H23.10.17	H23.11.26	H23.11.26	H23.11.26
検査結果が得られた日	—	H23.9.22	H23.9.22	H23.9.22	H23.10.4	H23.10.4	H23.10.4	H23.11.10	H23.11.10	H23.11.10	H23.12.1	H23.12.1	H23.12.1
電気伝導率 ※2	μ S/cm	527	622	—	968	945	—	976	974	—	946	1,040	—
塩化物イオン ※2	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水素イオン濃度	—	—	—	8.6	—	—	8.2	—	—	6.9	—	—	6.6
生物化学的酸素要求量	mg/L	—	—	0.5未満	—	—	1	—	—	0.5未満	—	—	46
科学的酸素要求量	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
浮遊物質量	mg/L	—	—	3.1	—	—	6.6	—	—	0.8	—	—	3.4
窒素含有量 ※3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
異状の有無 ※1		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

試験項目	単位	12月			1月			2月			3月		
		地下水		処理水	地下水		処理水	地下水		処理水	地下水		処理水
		上流	下流		上流	下流		上流	下流		上流	下流	
採取場所	—												
採取日	—												
検査結果が得られた日	—												
電気伝導率 ※2	μ S/cm												
塩化物イオン ※2	mg/L												
水素イオン濃度	—												
生物化学的酸素要求量	mg/L												
科学的酸素要求量	mg/L												
浮遊物質量	mg/L												
窒素含有量 ※3	—												
異状の有無 ※1		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

※1異状が認められた場合のみ別紙へ必要な措置を講じた年月日とその内容を別紙に記※2いずれかを記載すること。

※3環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。

5. 地下水における水質検査の実施状況と措置(年1回) 規十二条の七の二 八ニ及びホ、規十二条の七の五 七ニ及びヒ

地下水		
採取日	平成23年8月17日	平成23年8月17日
採取場所	(株)倉敷環境 上流	(株)倉敷環境 下流
検査結果が得られた日	平成23年9月22日	平成23年9月22日

検査項目及び検査結果(水質検査結果)			
水質の区分		地下水	
	基準値 (1㍓あたり)		
1.アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出
2.総水銀	0.0005mg以下	0.0005未満	0.0005未満
3.カドミウム	0.01mg以下	0.001未満	0.001未満
4.鉛	0.01mg以下	0.005未満	0.005未満
5.六価クロム	0.05mg以下	0.005未満	0.005未満
6.砒素	0.01mg以下	0.005未満	0.005未満
7.全シアン	検出されないこと	不検出	不検出
8.ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	不検出	不検出
9.トリクロロエチレン	0.03mg以下	0.001未満	0.001未満
10.テトラクロロエチレン	0.01mg以下	0.001未満	0.001未満
11.ジクロロメタン	0.02mg以下	0.001未満	0.001未満
12.四塩化炭素	0.002mg以下	0.0001未満	0.0001未満
13. 1,2-ジクロロエタン	0.004mg以下	0.0001未満	0.0001未満
14. 1,1-ジクロロエチレン	0.02mg以下	0.001未満	0.001未満
15.シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg以下	0.001未満	0.001未満
16. 1,1,1-トリクロロエタン	1mg以下	0.001未満	0.001未満
17.1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg以下	0.0001未満	0.0001未満
18. 1,3-ジクロロプロペン	0.002mg以下	0.0001未満	0.0001未満
19.チウラム	0.006mg以下	0.0005未満	0.0005未満
20.シマジン	0.003mg以下	0.0003未満	0.0003未満
21.チオベンカルブ	0.02mg以下	0.002未満	0.002未満
22.ベンゼン	0.01mg以下	0.001未満	0.001未満
23.セレン	0.01mg以下	0.001未満	0.001未満
24.ダイオキシン類	1 pg-TEQ以下	0.036	0.025

異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※1}	平成 年 月 日	平成 年 月 日

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。

〔法第十五条の二の二、法第十五条の三の四〕
 6. 放流水の水質検査の実施状況と措置(年1回)[規十二条の七の二、八二及びホ、規十二条の七の五、七二及びピ]

処理水	
採取日	平成23年8月17日
採取場所	(株)倉敷環境 管理型最終処分場
検査結果が得られた日	平成23年9月22日

異状の有無	有・ 無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※1}	平成 年 月 日

検査項目及び検査結果(水質検査結果)		
水質の区分		処理水
基準値 (1㍓あたり)		
1.アルキル水銀化合物	検出されないこと	不検出
2.水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg以下	0.0005未満
3.カドミウム及びその化合物	0.1mg以下	0.001未満
4.鉛及びその化合物	0.1mg以下	0.005未満
5.有機燐化合物	1mg以下	0.01未満
6.六価クロム化合物	0.5mg以下	0.005未満
7.砒素及びその化合物	0.1mg以下	0.005未満
8.シアン化合物	1mg以下	0.01未満
9.ポリ塩化ビフェニル	0.003mg以下	0.0005未満
10.トリクロロエチレン	0.3mg以下	0.001未満
11.テトラクロロエチレン	0.1mg以下	0.001未満
12.ジクロロメタン	0.2mg以下	0.001未満
13.四塩化炭素	0.02mg以下	0.0001未満
14.1,2-ジクロロエタン	0.04mg以下	0.0001未満
15.1,1-ジクロロエチレン	0.2mg以下	0.001未満
16.シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg以下	0.001未満
17.1,1,1-トリクロロエタン	3mg以下	0.001未満
18.1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg以下	0.0001未満
19.1,3-ジクロロプロペン	0.02mg以下	0.0001未満

検査項目及び検査結果(水質検査結果)		
水質の区分		処理水
基準値 (1㍓あたり)		
20.チウラム	0.06mg以下	0.0005未満
21.シマジン	0.03mg以下	0.0003未満
22.チオベンカルブ	0.2mg以下	0.002未満
23.セレン23.ベンゼン	0.1mg以下	0.001未満
24.セレン及びその化合物	0.1mg以下	0.001未満
25.ほう素及びその化合物	50mg以下	0.16
26.ふっ素及びその化合物	15mg以下	0.1未満
27.アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200mg以下	2.7
28.ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5mg以下	0.5未満
29. " (動植物油脂類)	30mg以下	0.5未満
30.フェノール類含有量	5mg以下	0.01未満
31.銅含有量	3mg以下	0.01未満
32.亜鉛含有量	2mg以下	0.01
33.溶解性鉄含有量	10mg以下	0.02
34.溶解性マンガン含有量	10mg以下	0.01未満
35.クロム含有量	2mg以下	0.005未満
36.大腸菌群数	1cm ³ につき 日間3000個以下	200
37.燐含有量	16(日間8)mg以下	
38.ダイオキシン類	10pg-TEQ以下	0.33

当該施設の維持管理に関する計画書

項目	計画内容
飛散・流出	定期的巡回を行い、外部へ飛散、流出等ないよ転圧締固め及び覆土を行う。
悪臭	定期的巡回を行い、悪臭の発生抑制に努め、悪臭の確認がある場合は、早期に必要な措置をとる。
火災	定期的巡回を行い、異常がないか点検する。消化器等の設備の設置、定期的火災訓練を実施する。
衛生害虫等	定期的巡回を行い、蚊、はえ等の発生抑制に努め、発生があれば薬剤の散布等の措置をとる。
囲い	定期的巡回を行い、異常がないか点検する。破損がある場合は、直ちに補修・復旧等の措置を取る。定期的巡回を行い、異常がないか点検する。破損がある場合は、直ちに補修・復旧等の措置を取る。
立札	施設内の見やすい場所に埋立地の情報を記載した看板や、立札を設置する。また定期的巡回を行い、異常がないか点検する。破損がある場合は、直ちに
擁壁等	外部への流出を防ぐため、擁壁等を設ける。定期的巡回を行い、異常がないか点検する。破損がある場合は、直ちに補修・復旧等の措置を取る。
遮水工	埋立地の保有水等の外部への流出を防ぐため、遮水工を設ける。定期的巡回を行い、異常がないか点検する。破損がある場合は、直ちに補修・復旧等の措置を取る。
地下水等検査	地下水項目等は1回／年、電気伝導度又は塩化物イオンは1回／3ヶ月測定・記録する。
浸出液処理設備	定期的点検を実施し、排水基準等に適合するように維持管理する。
開渠	定期的巡回を行い、開渠に堆積した土砂等を排除する。
発生ガス	通気装置を設けて発生ガスを排除する。
開口部の閉鎖	埋立処分が終了した際は、埋立地の開口部からの廃棄物の飛散・流出を防止するため、埋立地の開口部を土砂で覆い、転圧締固めを行う。
記録	埋立地の維持管理にあたり埋め立てられた廃棄物の種類、数量および最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他措置の記録を作成する。
最終処分場の閉鎖	埋立処分が終了した際は、埋立地の開口部の閉鎖を行った後、最終処分場の廃棄物の飛散・流出・浸出液による水質汚染がないことを将来にわたって確認